NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU
長島·大野·常松 法律事務所

NO&T Asia Legal Update
アジア最新法律情報

2025 年 2 月　No.224

インド　インドの非公開会社の有価証券電子化の期限延期

弁護士 山本　匡

1.　はじめに

インドの企業省（Ministry of Corporate Affairs、以下「企業省」という。）は、2025 年 2 月 12 日に、インドの 2013 年会社法（Companies Act, 2013）に基づき制定された 2014 年会社（目論見書及び有価証券割当）規則（Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Rules, 2014、以下「PAS 規則」という。）を改正し、非公開会社（private company）の有価証券の電子化の期限を 2025 年 6 月 30 日に延期した。

2.　非公開会社の有価証券の電子化

NO&T Asia Legal Update No. 172「インドの非公開会社の有価証券の電子化」（2023 年 11 月）で記載したとおり、2023 年 10 月の PAS 規則の改正により、原則として全ての会社の有価証券を電子化する必要があることとなった [1]。即ち、発行会社の義務として、インドの非公開会社は、原則として 2023 年 3 月 31 日以降に終了する事業年度の最終日から 18 か月以内（事業年度が 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日であれば、2024 年 9 月 30 日まで）に株券を含め有価証券を電子化して発行しなければならず、全ての有価証券の電子化を促進しなければならないこととなった。具体的には、発行会社は証券保管振替機構（National Securities Depository Limited 又は Central Depository Services (India) Ltd）に申請して各有価証券について ISIN コード（International Security Identification Number）を取得し、有価証券保有者に電子化が必要となる旨を通知しなければならない。また、上記期限後に有価証券の発行、自己有価証券の取得、ボーナス株式の発行、株主割当新株発行を行おうとする場合、そのプロモーター（会社の経営を実質的に支配している者等）、取締役及び主要経営者（key managerial personnel）が保有する全ての有価証券が電子化されていることを確認しなければならない。

有価証券保有者は、上記期限以降に有価証券を譲渡しようとする場合、又は有価証券の引受けを行おうとする場合、事前に自己が保有する有価証券を電子化しなければならない。

3.　期限の延期

有価証券の電子化は時間と手間のかかる手続であり、多くの非公開会社にとっての期限であった 2024 年 9 月 30 日が近づくにつれ、期限の延期や適用免除の設定の要請が企業省に対して出されていた [2]。企業省は、producer company という特別な種類の会社（通常の事業会社はこれに該当しない。）についてのみ、2024 年 9 月の PAS 規則の改正により期限を 18 か月から 5 年に延期していたが、それ以外の非公開会社については期限の延期や適用免除を認めなかった。

しかしながら、企業省は、2025 年 2 月 12 日に PAS 規則を改正し、非公開会社の有価証券の電子化の期限を

[1] 2023 年 10 月の PAS 規則の改正は、非公開会社の有価証券の電子化に関する改正である。公開会社（public company）の有価証券については、先行して、2018 年 9 月の PAS 規則の改正により、同年 10 月 2 日以降電子化が求められていた。

[2] たとえば、インド会社秘書役協会（Institute of Company Secretaries of India）は、完全子会社等の一定の会社について適用免除とするとともに、期限の延期を企業省に要請していた。

© 2025 Nagashima Ohno & Tsunematsu

2025 年 6 月 30 日に延期した。これにより、有価証券の発行や譲渡に関しては、当面の間、電子化の猶予期間が設けられ、非公開会社の有価証券を電子化しないまま発行、譲渡することが可能となり、電子化の手続に時間と手間がかかることによって、発行や譲渡のタイミングが遅れることを回避することはできる。しかしながら、期限の延期は 2025 年 6 月 30 日までと長くはない。いずれにしても、発行会社及び有価証券保有者のいずれも電子化の手続を粛々と進めるべきであろう。

なお、小会社（small company）[3]に該当する会社については適用除外が認められているので、引き続き電子化しないまま有価証券の発行や譲渡が認められる。一方、公開会社については、今回の PAS 規則の改正の対象となっていない。

[3] 払込済み株式資本金が 4,000 万ルピー以下で売上高が 4 億ルピー以下の会社をいう（2025 年 2 月 17 日現在、1 ルピー＝約 1.7 円）。ただし、他の会社の親会社である会社や子会社である会社は小会社に該当しない。

© 2025 Nagashima Ohno & Tsunematsu

[執筆者]

山本 匡（長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー）
tadashi_yamamoto@noandt.com
2009 年から 2017 年にかけて、インド・シンガポールで勤務。
新興国を中心に海外進出、各種リーガル・サポートに携わっている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島·大野·常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　ＪＰタワー
Tel: 03-6889-7000（代表）　Fax: 03-6889-8000（代表）　Email: info@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。
（*提携事務所）

当事務所の海外業務に関する詳細はこちら

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。

© 2025 Nagashima Ohno & Tsunematsu